

## 「障害」の表記と用語に関する研究ノート

木 全 和 巳

### はじめに —— 研究ノート作成の目的<sup>1)</sup>

近年、「障害」「障がい」「しょうがい」と表記する本も十数冊の単位で出版され、「障害」を「障がい」と表記する地方自治体も増加してきた<sup>2)</sup>。日本弁護士連合会、きょうされんでも、一部「障がい」の表記が使われている<sup>3)</sup>。こうした動きに対して、漢字の「害」のイメージが悪いから変更すべき、法律では「害」の表記が残るので交じってわかりづらくなる、障害は障害者の困難を解決できない社会の側にあるので、表記よりも実質的な議論が必要で、さまざまな意見がある<sup>4)</sup>。

このノートの作成は、全国障害者問題研究会常任委員会からの依頼がもとになっているので、歴代の委員長の表記と用語についての考えを記すことから始めよう。

田中昌人(2003)は、『障害のある人々と創る人間教育』の序の中で「『障害』でなく『障碍』であるとの意見、その他の意見も含めて、今後実践を通して考えていくために『子供』を『子ども』としているように、あるいはそれ以上の気持ちをこめて『障害』を『障がい』と記したいと思いました」と記している。そして「21世紀になった時点で今一度、少なくとも社会にとって害のある『障害』ではなく、社会的に何かが必要かを明らかにしてくれる主人公であることを強調して、今回は『障がい』と記して問題提起をしたい気持ちをこめて、さらに多くの皆さまと考えたいと思ってあえて『障害』の文字を使用することにしました」と続けている<sup>5)</sup>。

清水寛(2002)では、「『障害者』の『害』に『碍』をあてたのは、それが最善・最適と考えたのではなく、『しょうがい』は本人の発達・生活上のさしさわり・不便となることはあっても、決して他を害するものではなく、むしろ人格発達を促し、より豊かな個性をつちかう面も有することを言い表したかったから」(p. vi)と述べ、500頁にも及ぶ本の中では、すべて「障碍」と表記している<sup>6)</sup>。

このような「障害」の表記に関する課題は、「意味するものをどのように表記するのか」という単に表記をどうするのかという問題だけではなく、今日では、「障害」という用語使用そのもの是非の検討課題と結びついている。たとえば、2001年5月世界保健機関(WHO)総会において、「国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health)」

(以下、ICF)が採択された。また、国連では、「障害者の権利条約」(通称)の作成に向けて、「障害」をどう定義するか(どう理解するのか)という議論がなされている<sup>7)</sup>。

「障害」概念自身も、リハビリテーション、ノーマライゼーション、インクルージョンなどの概念の誕生とともに、広い意味での人権理念の広がりや深まりの過程において、広がりや深まりをみせてきた。このような歴史的過程において、たとえば「障害者の権利条約」で議論されている定義からみて、日本語の「障害」という用語は、表記の問題だけでなく、用語の問題として適切か、という問いも出てこよう。関連して同時に、日本語の「障害」は英語の「Disability」の訳語として適切かという問いも出てくるだろう。

ここで個人的なことから記すと、私自身は、2000年4月に、日本福祉大学の教員となり、「障害者福祉論」等の科目を担当することになった。当時も「障害」の表記については、「障害」「障碍」「障礙」「障がい」「しょうがい」と、少なくとも5つの表記が使用されていることは知っていた。当初、講義では、通常使用される「障害」の表記を使用していた。その当時も、「害」の字がもつ意味も、敗戦後の漢字改革(当用漢字表の使用)の中で「碍」が使われなくなり、「害」に文字が置き換わった(そもそもは同音異義語である)ことなどの知識があった。しかしながらその表記の仕方については、特に強いこだわりがあったわけではなかった。

この年の「障害者福祉論」の講義に寄せられた感想文の中で、「障害」のある一人の当事者学生から、「『害』の字は使って欲しくない」という強い抗議を受けた。しかしながら、一人の当事者学生の抗議を受けたから、すぐに表記を変えた訳ではない。研究者の端くれとして、少し歴史を調べた。また、表記に関する状況も、もう一度簡単に調べてみた。その結果、少なくとも「障害」の表記を積極的に使用し続けることには、あまり意義を見出せないという結論に達した。そこには「少なくとも当事者の中にはこの『害』の表記を不愉快に思う人がいる」という事実があり、敢えて「障害」の表記を使い続ける強い必然性も感じられないという「素朴な人権感覚」が、出発点となっている。

その後現在に至るまで、個人的には「障碍」の表記を使うことが多い。なぜこの表記かと問われるとこれも取り立てて積極的な理由があるわけではない。「障がい」という分かち書きが不自然と感じられること。「子ども」は使い慣れているが、よく考えると不自然さは否めない<sup>8)</sup>。「慣れ」であろうか。「しょうがい」というひらがなでは、原稿字数が多くなること。「しょうがい」というひらがなでは、漢字がもっている意味が不明確になること。とりあえず戦前の当初の表記に戻してみた。というのが、正直なところである。

現在のところの私の使い分け方は、以下のようなものである。「障害者基本法」などの法律用語はそのまま「障害」を使っている。市町村との関係においては、「障害」「障がい」など、その市町村の立場を尊重している。共著で本を出版する時には、執筆者の話し合いの結果、「しょうがい」とした場合もある<sup>9)</sup>。同じように多少納得がいかないまでも編集部の意向ということで、「障害」という表記のままのこともある。

このようにTPOに応じて使い分けている。したがって、とても一貫性がある使い方をしているとはいえない。ただ、「害」の表記は、好ましいとは思わないという点だけは、はっきり主張できる。「障害」という用語そのものの概念とその表記の仕方については、歴史学、医学、社会学などの多方面からの検討が必要であろう。その際には、教育や社会福祉の実践、権利の進展や発達の保障を押し進める運動の視点からの議論が望まれよう<sup>10)</sup>。

この研究ノートでは、表記と用語の問題について、これまで少し調べたことと考えたことを、漢字そのものの意味、社会福祉・教育の歴史の中でいくつかの使用例、Disabilityの訳語としての「障害」の表記と用語の問題などをテーマに、それぞれにいくつかの項目を立ててまとめる作業をすることで、議論の材料を提供し、その上で私見を記すことを目的とする。

### 1. 漢字そのものの意味など

言語学・漢字学が専門ではないので、説得力のある議論は展開できないが、著名な漢字研究者のいくつかの字典(字源辞典)などを抜き出して、語源や字源などを紹介しつつ、どのように考えればよいのかの参考に資す。

#### (1) 白川静(1999)『字統 普及版』平凡社

- 1) 「害」(そこなう・わざわい/ガイ) 会意(文字の複合で意味を表す)「字の上部は把手のある大きな針でものを刺割する器。下部の口は祝禱を収める器で、このなかに祈願や盟誓の文を入れる。その祝禱の器である(さい)を大きな針で貫き害するのは、器中の祝禱の呪能を喪失させるものであるから、これを害という。」
- 2) 礙[碍](さまたげる/ガイ) 形成(山水鳥魚のようにその範疇を限定符的に示すものに、語としての声符を加えたもの)「声符は、疑(ぎ)。」説文「『止むるなり』という。疑は、凝然(ぎょうぜん)として人の立ちつくす形であるから、止まって進展しない意がある。それで石によってさえぎられること、障礙(しょうがい)の意を示したものであろう。字にまた碍(がい)に作ることもある。
- 関連して、3)「障」(ふせぐ・へだてる・まもり・ついたて/シヨウ) 形成 声符は章(しょう) 説文「『隔るつなり』とあり、障壁をなすことをいう。

#### (2) 尾崎雄二郎他(1992)『角川大辞源』角川書店

- 1) 「害」(そこなう・わざわい/ガイ) アそこなう 類字「割」 イいためる。傷つける。類字「傷」 そこない、さまたげ 類字 妨 ころす きらう わざわい 解字 会意 意符 由し=竹かごの反対のかたちと意符の古(胃あるいは冠、または頭)とから

成る。「ガイ」(原音はアツ)の音は、おおう意(エン)と関係がある。竹かごを逆さにして、青あるいは冠または頭を覆う、上からすっぽり覆う意。借りて「そこなう」意に用いる。

2) 「碍」(本字「礙」(ガイ)。 さまたげる、さえぎる。ふせぐ。じゃまする。 さまたげ。へだて。 とどめる。 解字 形声 意符の石(いし、いわ)と、音符の疑(ギまたはガイ)とどめる こばむ意)とから成る。岩石によって妨げるの意。

3) 「障」

「障害」の項は、「障礙」に同じ。「礙」は「碍」の俗字。「へだて」「じゃま」

著名な二つの辞典で「害」の字源を調べるだけでも、異なった見解になっている。

「碍」(礙)に関しては、同じ字源説を採っている。

「障」の字も、同じ字源説を採っている。

『大字源』の「障害」の記述は、いわゆる「障害者」の「障害」概念の説明ではないことが確認できる。

(3) 日本大辞典刊行会(1974)『日本語大辞典』小学館

1) 「害」 そこなう。きずつける。こわす。ころす。傷害。迫害。危害。「益」の対。わざわい。さいなん。「利」の対。災害。損害。公害。 じゃまする。さまたげる。障害。

2) 「碍」さまたげる。じゃまする。障碍。妨碍。

3) しょうがい [障害, 障碍, 障礙] さまたげること。じゃますること。また、そのさまたげになるもの。さわり。渋沢栄一『会社弁』(1871)「互に相障礙して終に共に樹立する能わず」。夏目漱石『吾輩は猫である』(1905)「毫も内蔵の諸機関に障害を生ぜず」。森鷗外『金貨』(1909)「ある関係に障碍を加へるもの」

「害」と「碍」は、基本的に同じ音読みであるが異なる意味の漢字であることは確認できる。ただし「じゃまする」「さまたげる」の意味は、重なっている。時代の流れの中で、重なって表記され、使用されることによりこのように理解されるようになったと解される。

「しょうがい」に関しては、反対に「障害, 障碍, 障礙」の表記の混同は、同音であるために、戦前においてもしいに行われるようになった。このことは、戦後の漢字改革の中で「碍」が使用しにくくなったために、「障害」に表記が統一されていく要因となった。夏目の用法は、現在の医学モデルの「障害」の使われ方に近い用法である。

## 2. 社会福祉・教育の歴史の中でのいくつかの使用例

(1) 「当用漢字表」(1947)により、「障碍」は「障害」と表記されるようになったという説明  
耳鼻咽喉科の医師である熊田政信(2002)は、「『障害』は『障碍』(『障礙』)と表記すべきである」という随想を書いている。その一部を引用する。

昭和22年11月16日、敗戦後のどたばたに乗じて公布された「当用漢字表」は、漢字の使用を僅か1850字に制限するという理不尽なものでした。この漢字制限の本当の目的は将来的に漢字全廃を目指すことであり、1850字という数字には何ら合理的な根拠はありませんでした。この不合理極まりない漢字制限が日本語に与えた弊害は甚だしいものとなりました。さて、「障害」という単語もこの「書き換え」による産物であります。この単語は本来は「障碍(障礙)」(「礙」は「碍」の正字)と表記されるべきものです。「障」「碍(礙)」ともに「さしつかえる」という意味の単語で、何かことを行うときにさしつかえてしまうことを指します。(中略)自動詞「さしつかえる」のうちの一つ即ち「碍(礙)」の方が当用漢字表からもれてしまったため、「書き換え」が行われました。つまり、「碍(礙)」と同じ音の「害」が当てられたのです。(なぜこの漢字が書き換えに用いられたかはまだ私は確認しておりませんが、恐らくは「傷害」という単語からのアナロジーであったと推測しています。)「害」とはものごとを「傷つける」という他動詞的な漢字であり、他に対して危害を与えることであります。従って、この漢字を含む単語は、「害虫」「災害」「有害」等、あまり好ましい意味にはなりません。この書き換えを定着させた人々は、「障碍」が他者に害を及ぼすものであるとでもいいたかったのでしょうか。このような乱暴な書き換えが何者かによって行われそれが現在も何の疑念もなく使われていることに私は非常な憤りを感じるものであります。

この1947年の「当用漢字表」による漢字使用制限による表記変更説は、関係者の間でも、ほぼ共通の認識となっている。告示において「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する字の範囲を示したものである」とあるように、このことは「障害」の表記への変更にとって、大きな要因であった。後で述べるように、現在の「障害」の意味で戦前も「障碍」と「害」の表記をしている法令の例もある。しかし、戦後の漢字改革の中で、「身体障害者福祉法」の表記を典型に、公文書等においては、使われることはなくなった<sup>11) 12)</sup>。

四半世紀後、「常用漢字表」(1981)にも、「碍」の字は入らなかった。告示には、「今後、各行政機関においては、この表を現代の国語を書き表すための漢字使用の目安とするものとする」とあり、法令等の公文書に「障碍」が復活することはなかった。しかしながら、「碍子」という表記は、電力会社等を中心に存続し、使用されている。けれども「ガイシ」「がいし」という表記も多い。

ちなみに1980年代に入ると、国際的な障害者運動の影響もあり、1981年には「障害に関する用語整理のための医師法等の一部を改正する法律」により「つんぼ・おし・盲」という用語を「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」に、1982年には「障害に関する用語の整理に関する法律」により「不具・奇形・廃疾・白痴者」という用語を「重度障害ノ状態」「身体に障害又は形態上の異常」「精神薄弱者」などに改めている。このような動きも、私の感覚からすると「1980年代にやっと」というものである。

このように「用語」一つとっても、戦後民主主義の理念が、「障害」のある人たちに届くには、30年以上の歳月が必要であったことを示している。ちなみに、「精神薄弱」が「知的障害」に改められたのが2000年、障害者基本法が改正されて、「処遇の保障」から「生活の保障」に変更されたのが2004年である。

(2) 1929年の「救護法」では「障碍」と表記していた

戦前は、「障碍」という表記であったという根拠の一つとしてよく引用されるのが、1929年に制定・公布された救護法の条文である。

「不具、廢疾、疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ労務ヲ行フニ故障アル者」  
(同法第1条第4号)

現在では、「不具、廢疾、疾病、傷痍」も広く「障害」概念に含める理解である。しかしながら、救護法では、「其ノ他」としての「精神又ハ身体ノ障碍」という文脈の中で「障碍」概念を使用している。関連して、施行令の非救護者のところでも、次のように表記されている。

- 一 不具廢疾
- 二 精神又ハ身体ノ機能ニ著シキ障碍アリ医療ヲ要スル疾病又ハ傷痍
- 三 精神耗弱又ハ著シキ身体虚弱

社会保障研究所編（1982）で、「救護法」関連の文献を読んでも、議会答弁などにおいても、「不具・廢疾」という用語は、頻出する。しかし、「障碍」という概念は、使われていない。日常的に使用されていることばではなかったことが伺える。

(3) 戦前の法律用語は、すべて「障碍」と表記していたわけではない

表記の問題で言えば、戦前の障害に関する法律では、「障害」をすべて「障碍」と表記していたように思われがちであるが、実際はそうではなかった。たとえば、明治44年に制定された「工場法」が大正12年に改正された。その時の工場法施工令では、「害」の字が使用されている（工場法令研究会編；1925）。

職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スル

トキハ工場主八左ニ掲クル區別ニ依リ傷害扶助料ヲ支給スヘシ

四 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ従来ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ

工場法施行令第7條

障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滞ナク……

工場法施行令第13條

このように戦前の労働災害による身体の障害を有した場合の保障を記した工場法では、「身體障害」「傷害扶助料」時に「障害扶助料」と表記されていた。

(4) 戦前の「障碍」と表記し、「碍」と「害」を使い分けていた文書もある

現在刊行中の『知的・身体障害者問題資料集成（戦前編）第8巻』（不二出版）の中で見つけた表記である。「断種」というタイトルで、カリフォルニア州バサデーナ人類改善財団編の英文を斉藤茂三郎が訳したもので、1934年に『民族衛生業書2』（日本民族衛生学会）から出版されている。「断種は刑罰ではなく保護であるなど、当時の優生思想を示す資料の一つである。この翻訳の表記では、「精神障碍」「神経障碍」と「碍」を使用している。もとの英語の原文にはまだあっていない。一方で、「断種手術は、家族を破壊したり、家族関係を妨害したりすることは決してなかつた」の文章の中の「妨害」の表記は、「害」である。同様に「断種は、實行容易で無害であり」「致命的損害」という表記もある。訳者の斉藤は、少なくとも「碍」と「害」を意識して使い分けていたことがわかる。

また、1938年8月に厚生省臨時軍事援護部より出された「四肢傷患者職業選擇參考資料」（『知的・身体障害者問題資料集成（戦前編）第12巻』）では、「傷害」という表記も使用されている。この表の前文には、「傷害程度と就勞作業との關係に依り、職業の適否を決定することは極めて重要」とあり、戦傷者の社会復帰に向けての取り組みの中で、作成されている。

一方で、1939年12月に発刊された三田谷啓述による『言語障碍のある子の教育』日本児童協会発行（『知的・身体障害者問題資料集成（戦前編）第13巻』）では、タイトル、本文ともに「障碍」が使用されているが、本の表紙の表記は、「言語障害のある子の教育」と「障害」となっている。表記について、あまり意識がされていない様子も伺える。

(5) 戦前は「障害」（「障碍」）概念は積極的に使用されていない

『知的・身体障害者問題資料集成（戦前編）第8巻』（不二出版）にある1935年の日本精神薄弱兒愛護協會の設立要旨「精神薄弱兒問題」を読んでいくと、「障碍」「障害」は使われていない。

自己防衛力の無い痴愚白痴兒が貧困のために營養不良に陥り、粗悪なる生活環境に虐げられつゝある悲惨と、知能劣弱兒が衝動のまゝに本能のまゝに浮浪徘徊し非行を敢てし社會的

害毒を流す不遇は、大きな社会缺陷として出来る丈救済しゆかなければならぬものであります。救護法の適用その他の法的保護を加ふるに、一九二七年發布の英國における“Mental Deficiency Act”の如き精神薄弱者に對する保護法令の實現を切望するものであります。

「痴愚」「白痴」「劣弱」「精神薄弱」という知的障害を表す用語が使用されている。このような用語は、法律においても1980年代まで残る。「害毒」という用例のように「害」が使用されている。

(6) 三鷹市における人に関する「障害」の表記を「障がい」に改めるための関係条例の整理に関する条例(2005年3月7日採決)から

#### 「障がい者」の表記について

今日、ノーマライゼーション(住み慣れた地域で障がいのある方もない方も、社会の中で共に生活ができる社会のあり方)の社会を目指していくうえでの課題の1つに、「障がい者」に対する差別や偏見をなくしていこうとする、「心のバリアフリー」が挙げられます。多摩市における「障がい者」という表記は平成13年1月から行っている心のバリアフリーに関する取り組みの1つで、現在、市では一定のルールのもとでひらがなを用いています。

#### 取り組みのきっかけ

平成13年にスタートした第4次多摩市総合計画の基本計画(平成13年1月にスタート)を策定する審議の中で、「障害者の“害”の字が不快感を与えて好ましくない」という提言があり、また、平成13年4月にスタートした第2次多摩市健康福祉推進プランの柱である「障がい者基本計画」を策定する際にも、「障害者」という表記について「害」の字を石への碍、あるいはひらがなにすべき」という意見がまとまりました。

また、一般的に「障がい者」の“害”の字には「悪くすること」「わざわざ」などの否定的な意味があり、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気・事故などに起因するものであることから、その人を表すときに“害”を用いることは人権尊重の観点からも好ましくはないものと考えられます。このような理由から、市が率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることとしました。

#### 「害」の字における表記のルール

「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、あるいは可能な場合には他の言葉で表現します。(例)単語=障がいのある方など、熟語=障がい者・障がい児など別の表現=「視覚障害者」を「目の不自由な方」にするなど

国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞についてはそのままの表記とする。(例)法令・制度=身体障害者手帳、特別障

害者手当など、固有名詞 = 国立身体障害者リハビリテーションセンターなど

とりえず三鷹市の条例を取り上げた。他の市町村も、表記の変更の理由や使用例などについて、それぞれ具体的な調査の必要はあろう。

(7) 出版された書籍の主なタイトルと出版年

すべての著作を集めることができたわけではないが、手元にある資料や文献検索を通して確認し、入手できた著作で、タイトルやサブタイトルに「障害」「障がい」「しょうがい」と表記している本には、以下のものがある。

「障害」

『お母さん胸をはって！—— 障害児学級担任からの学級通信』(1992)

『障害を生きる意味』(1997)

『生きにくさをかかえて—— 障害を担う17人の証言』(2002)

『機微に添うて開く—— 障害の最も重い方々の人生に学ぶ』(2001)

『障害児保育・30年—— 子どもたちと歩んだ安来市公立保育所の軌跡』(2005)

「障がい」

『Dear. Brother & Sister 障がい児のきょうだいたちのホントの気持ち』(2005)

『視覚障がい者の方の介助とレクリエーション』(2005)

『高齢者、障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らすために』(2005)

「しょうがい」

『スウェーデンの知的しょうがい者とノーマライゼーション』(1992)

『今どき、しょうがい児の母親物語』(1995)

『しょうがい児の母親もバリアフリー』(1996)

『ズバリ、「しょうがい」しゃ—— わが人生に悔いはなし』(2000)

『しょうがい者・親・介助者』(2002)

『しょうがいのある子どものゆたかな放課後・夏休み』(2005)

「それぞれ著者がどのような意味を込めて、それぞれの表記をしたのか」については、まだまだとめていない。こうした作業も必要である。

(8) あるホームページから

【障害】の表記について……この表では「 」無しで漢字の障害とします。この語句への抵抗（障害者への抵抗ではありません）を示すため、「 」をつけたり、ひらがな表記をする場合があります。限定された場面では、個々のこだわりの表現でいいと思いますが、文書

上の語句として説明なしに使われる場合、そうした抵抗の意図が伝わらない場合があり、さらには「自分たちとは違う特別な存在」との印象や、「個性の無い一律の存在」としての障害者像を与えかねません。また、形式に墮すことは「単なる抵抗のポーズ」とのそしりも必然です。kurochanとしては、原則として「」無し・漢字表記 をすることにしています。(2003/3/13)

<http://www5b.biglobe.ne.jp/~kurosan/JINKEN/TOMONIIKIRU.htm>

### 3. Disability の訳語としての「障害」の表記と用語の問題

井上英夫氏(2005)も、全障研に送ったメモの中で、「そもそも言えば、Disabilityを『障害』と訳すことはおかしい」という問題を指摘していた。私も、同様の問題意識をもっている。この節では、Disabilityの訳語としての「障害」という用語について考える。

#### (1) 身体障害者福祉法(1949)の制定とGHQ(PHW)文書の中で

1947年8月23日に、PHW福祉課長が、厚生省に対して行った第二次案に対する回答のタイトルでは、「Physically Handicapped」の語が、使用されている。「身体障害」の「障害」の英語は、「Disability」ではなく「Handicapped」であった。1949年の7月30日の最草案案では、「Disabled Persons」を使用している。しかし、8月の会議では再び、「Physically Handicapped」に戻っている。時に「Physically Handicapped Persons」という用語も見られる<sup>(13)(14)</sup>。

矢島里恵(1997, 1999)の研究では、1948年になると「中央傷痍者保護対策委員会」から「身体障害者福祉法制定推進委員会」に発展したことが指摘されている。その名称変更の意味を「傷痍者」には「戦争犠牲者」と解釈されるので、広範な障害者一般を対象とする意図が見られたと評価している。この審議会には、盲人文化委員会、高木憲次、国立療養所などから、案が出されているが、その英文は、いずれも「Physically Handicapped」を使っている。

「不具者の世話は地方公共団体の重要な固有事務として固有の財源で」と、シャープ勧告の指摘を受けて修正をされる「不具者」は、Disabledの訳である。

1949年8月5日案、11月22日GHQの承認案のタイトルは、DRAFT OF LAW FOR WELFARE OF DISABLED PERSONS「身体障害者福祉法」である。

第2条の「すすんでその障害を克服し」の障害は、disabilitiesである。第3条の「障害ゆえの差別」のところの障害もdisabilitiesである。矢島によると、当時の合州国のリハビリテーション法による対象者は、Handicappedという概念で括り、disability概念と区別されていたという。

当時(1949)の厚生省の教育講習会資料『現代社会事業の基礎』では、disabilityを「不具」と訳している。

(2) 「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights) (1948)

世界人権宣言第 25 条では、「心身障害」(disability) が使われている

すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

Everyone has the right to a standard of living adequate for the health and well-being of himself and of his family, including food, clothing, housing and medical care and necessary social services, and the right to security in the event of unemployment, sickness, disability, widowhood, old age or other lack of livelihood in circumstances beyond his control.

ちなみに、中国語「残废」、フランス語「invalidité」、ドイツ語「Invalidität」である。以下、ICF の時の disability の対訳としては、フランス語、ドイツ語は、異なった単語を使用している。また、1981 年の国際障害者年では、「Disabled Person」を使用している。

(3) ICF は、各国語にどのように翻訳されたか

2001 年 5 月、世界保健機関 (WHO) 総会において採択された ICF について、各国語では、Disability をどのような言葉に翻訳しているかについて、簡単に触れておく。

フランス語では、「handicap」としている。中国語では、「残疾」である。「障碍」の語も使われているが、これは、「disorder」の訳 (健康状態：変調または病気) として使用している。日本語では「変調」と訳されている部分である。フランス語では、このところは「trouble」であった。

ドイツ語は、国連用語ではないが、Disability は、「Behinderung」であった。もともと妨げの意味である。「disorder」の訳は、「Gesundheitsstörung」(健康 - 障害) となっていた。ちなみに一般的に精神障害は、「geistige Störung」である。

どの各国語も、日本語の「障害」同様、語源的には基本的にマイナスの意味を帯びている。フランス語では、「ハンディキャップ」であり、英語とはニュアンスが異なるようだ。英語圏では使われなくなったことだが、そのまま「障害」(Disability) を表している。

(4) 「障害」の概念と Disability の概念

日本語の「障害」という概念にも、その「概念につきまとう思い出、感情、イメージ」である「概念感情」(Begriffsgefühl) がどうしても伴いやすい。大淵和夫 (1995) は、こうした「感情的な意味は、客観的にモノゴトを考えるサマタゲになる」としている。「障害」については、マイナスな意味が付与されやすい概念であることはまちがいない。

小学校教師である奥口幸弘 (1992) の以下のことが象徴的に示している。

「障害」という言葉には、害虫や妨害などイヤなイメージがあって、ハンディキャップを表す用語としては適切でないと考えますので、この本では、引用文以外はすべて「障碍（しょうがい）」とさせていただきます。（p. 5）

「障害」の定義に変遷からみても、「概念」に必要な内包（その名で呼べるための適用条件/量の把握）と外延（適用条件にかなった事物の全体/質的把握）を定めるのは、容易ではなくなった。

「障害」が生物学的個人のみ<sup>15</sup>の身体的構造や精神的機能のみで操作的に定義をすれば、できないことはない。たとえば現行の身体障害者等級表のように、視力検査の結果で判断することができる。その結果をもとに「障害」と認定している。そこには認定と社会福祉サービスの受給の要件が結びついている。しかしながら、ICFの障害概念のように、構造的に把握しようとする場合には、個人要因と環境要因の二つの要因の相互作用であるため、その「概念」把握が複雑となる。このような構造的な把握自体は、1980年の国際障害者の行動計画やICIDHからみられる<sup>16</sup>。

国際障害者年は、個人の特質である「身体的・精神的不全 (Impairment)」と、それによって引き起こされる機能的な支障である「障害 (能力不全) (Disability)」そして能力不全の社会的結果である「不利 (Handicap)」の間には区別があるという事実について認識を促進すべきである。

障害という問題がある個人とその環境との関係としてとらえることがずっとより建設的な解決の方法であるということは、最近ますます明確になりつつある。(中略)。障害者は、その社会の他の異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである。

また、ノーマライゼーション概念を発展させたニエリエ (1989) の知的障害の把握にも、構造的な理解がみられる<sup>17</sup>。

「障害」概念そのものが、社会的で実践的な概念であるために、寺沢恒信 (1957) の概念に関する定義の理解は重要である。

概念は、客観的な事物または現象の本質的規定、それらの本質的連関が、思考に反映されたものを言語に表現するための形式である。概念の形成は、実践の媒介を必要とする複雑な過程である。P. 187

「障害」概念は、もはやさまざまな身体的構造や精神的機能の不全の特徴を「概括」した概念ではない。こうした理解において、「Disability」の訳語としての「障害」という用語 (訳語) の使用は、ふさわしいとは言えない。

(5) 「障害百科事典」(2006) (Encyclopedia of Disability) の中から

この事典は、2006年に刊行された5巻本(各巻500ページ以上)の「障害」に関する総合的な百科事典である。総括編集者のGart. L. Albrechtは、用語に関して、序文で、盲(blindness)は、ある社会では、賢知と洞察の特性と結びつき、重きを置かれているが、AIDSやらい(ハンセン氏病)は、しばしばスティグマの対象であることを例としてあげ、特定の障害は、さまざまな文化において肯定的にも否定的にも意味づけられるように、立場によって依って立つものが異なることを指摘している。

そして、(障害に関する)「ことばと概念の使用法は、この国際百科事典でも問題であった。障害(disability)ということばは、異なった用語や概念により、しばしば混乱をもたらす。同じことばを使うように各寄稿者を強制するよりも、編集者は、必要に応じてそれぞれのことばを説明する時を除き、それぞれの著者の文化における用語や概念をそれぞれの著者に決めさせた」と方針を述べた。

この中で、たとえば、英語においても「persons with disabilities」と「disabled persons」という表現があるが、「disabled persons」は英国やオーストラリアの当事者マイノリティグループの政治性を強調する際に使用するなどである。つまり、文化の多様性を尊重する立場を表明した。このようにこの百科事典は、多文化尊重主義の原則により編集されている。しかしながら、大澤真幸(2006)が指摘した「多文化主義と原理主義の思想的相互依存性」についても受けとめつつ、「障害」の用語と表記の課題については、考えなくてはならない<sup>17)</sup>。

(6) どのような訳語が望ましいか

私自身は、教育実践、社会福祉実践(ソーシャルワーク)という実践という概念を切り口に「障害」について考えてきたので、「個人問題」ではなく「社会問題」という把握の重要性は認識しつつも、社会問題も含んだ生活問題という視点を重視している。

本人自身の自分らしくかつ人間らしく生きたいというねがいに寄り添う、本人自身への医療、教育、福祉の実践者たちによる働きかけを重視する時に、「障害」概念は、上田敏がICFの「障害」概念から学び、独自の内面の重視を含み込んだ「生きていくうえでの困難」「生きがたさ」としての「生活困難」としての「障害」概念が、実践的な理解として適切であると考えている。

国際ソーシャルワーク連盟が、「ソーシャルワーク専門職は、人間の福祉(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」の中で、「人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する」と定義している。

「障害」も同様の論理で、「個人」(身体的構造と精神機能のなんらかの不全)と「社会環境」(社会的諸条件)との「接点」で発生する「生活の困難」と把握している。

このように「障害」を理解すると、Disabilityの訳語として、「障害」が果たして適切かどうかという問題が出てくる。

潜在能力も含めて、その人の身体・精神・健康状況と社会的、経済的、物理的環境の相互作用により、十全にその能力が発揮できていない状態をいうと理解するならば、訳語は、「障害」ではなく、「能力不全」であろう。「能力不全」という訳語が正確ではないか。

DISという接頭辞は、IN (UN) ではない。dis-ableとin-ableとは、意味が異なる。en-ableという表現もある。

周知のように、経済学者 A. セン (1999) は、さまざま機能の集合としての「潜在能力 (Capability)」という概念を重視している。発達保障の視点に立った障害者福祉とセンの「潜在能力」については、鈴木勉 (2006) や二宮厚美 (2006) の論考がわかりやすい。原理的には、「障害」を「能力」概念を切り口にして、「自由」や「平等」の関連の中で捉える視点である。「障害」が「Disability」の訳語であるならば、「能力」(ability) との関連について、検討が必要な問題となる<sup>19)</sup>。

#### 4. 暫定的なまとめ

少なくとも「素朴な人権感覚」から出発すること

当事者や関係者から「害」の字を使うことについての違和感が出てきており、いくつかの自治体も、こうした意見に応じて、表記を「障がい」と変更している事実については、全障研も一つの障害者団体として受けとめる必要がある。少なくとも「害」は使わないという、人権への配慮への繊細さが求められるのではないか。

表記に関しては戦前も厳密に「障碍」であったわけではない

戦後の「当用漢字表」による「漢字制限」があったわけだが、戦前も「障害」を使用しており、厳密に「障害」と「障碍」を使い分けていたとはいえない。もちろん、使いわけていた事例もみられる。

しかしながら「害」と「碍」が同音異義であることに違いはない

「害」と「碍」は、音は同じであるが、意味は異なる漢字である。このことは、はっきりしているので、戦後の漢字改革の中で、混同されてしまったことについては、きちんと認識をすべきである。

ICF などに見られるように、disability 概念が深化発展していく中で、訳語としての「障害」の問題をどう考えるのかということの方が、「害」の表記よりも重要な問題である。「能力不全」が適訳ではないか。

「能力」をどのように考えるのかという大きな問題は残ったままである。「潜在能力」も含めて、その人の身体・精神・健康状況と社会的、経済的、物理的環境の相互作用により、十全にその能力が発揮できていない状態をいうと理解するならば、訳語は、「障害」ではなく、「能力不全」で

あろう。しかしながら、実際にさまざまな「障害」を括ることばとして機能していることもあり、すぐに「障害」という用語に替えて、多くの人々が納得できる用語を提案することはむずかしい。

そこで敢えて「障害」の表記をどのようにすればよいのかという課題には、「障碍」がふさわしいと考える

「障害」から「障がい」へという表記の考え方には、「子供」から「子ども」へという表記の考えた方と同様の変更の考え方である。「供」の字が、「そなえる」という意味であり、「人身御供」（神に捧げる生け贄）から、ひらがなで表記をはじめた経緯がある。しかしながら、「障碍」の場合は、本人の身体・精神の状況と共に、社会環境の側にも、十分に力をはっきりさせえない「バリア」（通行止め）があることを重視するならば、「碍」の表記がふさわしいと思われる。しかしながらここでも公文書における漢字制限の課題は残る。「碍」は、むずかしい字ではないので、このような理由をつけて「常用漢字表」に盛り込む必要が出てくる。

たとえば「全国障害者問題研究会」の名称問題について

これまで「きょうされん」にならい、「ぜんしょうけん」とする案、「全国障碍者問題研究会」とする案、「全国障がい者問題研究会」とする案、「全国しょうがいしゃ問題研究会」とする案などが考えられる。あるいは、「全国発達保障研究会」なども。「障害者」の問題ではなく、「障害」がもたらす生活等の問題であれば、「障害者」という表記自身にも、当然課題はある。そうすると「者」をどうするのかという課題も出てくる。

## おわりに

最近、政治史思想史の立場から「自由」について論じた本の中で、「障碍」の表記に出会った（斉藤純一；2005）。斉藤自身は、「障碍」の表記を使用した理由については何も書いてはいない。「障碍」と記した理由の推測はおいておくとして、斉藤が「自由」の定義をした後での、「障碍」と「自由」に関しての考察は、興味深いものであった。この議論を紹介して、研究ノートの結びとしたい。

斉藤は、「自由」を以下のように定義をする。

自由とは、人々が、自己／他者／社会の資源を用いて、達成・享受するに値すると自ら判断する事柄を達成・享受することができる、ということの意味する（ただし、他者の同様の自由と両立するかぎりでその自由は擁護される）

解説において、「『資源』には、財やサービス等の外的な（他に移転することができる）資源だけではなく、個人の心身の能力という内的な（他に転移することができない）資源も含まれている。たとえば、脚が動かない、眼が見えないといった障碍は、内的な資源の欠如を意味しており、今日ではそれ自体としては「不自由」を意味しない。そうした内的資源の制約をかかえている人びとも、車椅子や点字・音声への翻訳といった外的な資源を得ることができれば、内的な不足を補

うことができ、行きたいと思うところに移動することができる、読みたい文章を読むことができるという自由を享受することができる。」と続く。そして、「得ることのできることの資源を得ることができない」「状態」を「不自由」とみなす。そして、このような自由は、「他者や社会からの資源の移転なしにはそもそも享受しえないこと」、このような資源には、「内的な資源や外的な資源だけではなく、制度的な資源も含まれている」とも指摘する。

先に、「障害」を「能力」の視点から捉える必要性を指摘したが、ここでは「障害」を「自由」の視点から、捉えようとしている。そもそもセンの「潜在能力」の概念は、「飢えからの自由」「検閲からの自由」のようにこの「自由」の概念と積極的に結びついている。

斉藤は、アーレント（1994）による、次のような興味深いことばも引用している。

「行為者が、外的環境、内的状況のいずれによるものであれ、自らの欲する事柄の能力を欠くとき、彼はもはや自由とであるとと呼ばれえない」（下線は木全）（p. 238）。ここで、「自由」の概念は「能力」の概念とも関連することが示唆される。改めて「障害」（disability）は、「能力」（ability）の問題と密接に結びついた問題であることが確認できよう。

竹内章朗（1983）（2005）は、「障害」を「能力」（能力の共同性）との関連において論じつつ、さらに「障害のある人」についての「平等」との関連において深めてきた。こうした課題を引き受けつつ、「障害」概念の内実について実践的に考えていくには、「自由」「平等」「能力」という基本的な概念との関連において、更に深められていく必要があるという課題を確認できよう。

（2006年3月15日）

#### 註

- 1) 2005年12月14日、全国障害者問題研究会事務局から、「『障害』の用語・表記についてご意見をお聞かせください」という依頼を受けた。この研究ノートは、この依頼に応えるために作成した。06年3月25日に開催される第15回発達保障研究会において報告する予定である。また、学生からの同様の質問も多いため、この機会に自分の見解をまとめることも意図している。
- 2) 主な本のタイトルについては、後に一覧を掲げた。自治体に関しては、たとえば『日本経済新聞』（2003/10/27）『『障がい者』に表記改め』の記事など。
- 3) 日弁連が2005年11月に行った人権擁護大会決議では、「障害」の表記は「障がい」である。きょうされんの『TOMO』2005年12月号の編集後記にも「障がい」と表記がある。
- 4) たとえば『北海道新聞』（2005/06/14）『『しょうがい』どう表記』、『佐賀新聞』（2005/03/27）『『障害』表記やめて』の記事など。
- 5) 少々歯切れの悪い書き方であるが、『『障がい』と記したいが、『障害』にした』という理由が書かれていない。推測でしかないが、自分が表記を変えることへの社会的な影響についても、考慮されたのだと思う。少なくとも「障害」の表記は好ましくないと考えていたことは確認できる。
- 6) 清水寛（2006）は、最新の講演記録でも、「障碍」と表記している。
- 7) 2003年10月の「バンコク草案：障害者の権利及び尊厳の保護及び促進に関する総合的かつ包括的な国際条約に提案する項目」（以下「バンコク草案」）では、「障害（Disability）」の定義について、以下の三つが提案されている。

提案A；「障害」とは人の医学的状態もしくは健康状態と、その人を取り巻く社会的、経済的、物理的環境とのダイナミックな相互作用である。その人を取り巻く環境と、その人の身体的、感覚的、精神的、発達、学習、神経、その他の機能障害（impairment）（体内に機能不全もしくは疾患

の原因となる生物もしくは媒介物が存在する場合も含む)との相互作用の結果一つもしくはそれ以上の日常生活活動への参加機会が制限される状態を言う。

提案B ; 「障害」とは、人の身体的、感覚的、精神的、発達、学習、神経、その他の機能障害 (impairment) (体内に機能不全もしくは疾患の原因となる生物もしくは媒介物が存在する場合も含む) とその人を取り巻く社会的、経済的、物理的環境とのダイナミックな相互作用であり、その結果その人が一つもしくはそれ以上の日常生活活動に参加する機会が制限されることを言う。

提案C ; 「障害」とは、身体的、感覚的、精神的、発達、学習、神経、その他の機能障害 (impairment) を有する人 (体内に機能不全もしくは疾患の原因となる生物もしくは媒介物が存在する人も含む) が直面する身体的、社会的、意識的、文化的バリアが原因で、他の者と平等な条件で地域社会に参加する機会が奪われ、もしくは制限されることを言う。

8) 最近では、『毎日新聞』(2004/10/17)「はてなの玉手箱」でも、話題になった。歴史的経過、言葉の成り立ちなどから、いろいろな意見がある。「はれ、ときどきぶた」シリーズで知られる児童文学作家の矢玉四郎のホームページは興味深い。また、家本芳郎のホームページでも、「子ども」の表記について、書かれている。

9) 私も編集に参加した名古屋市学童保育連絡協議会障害児部会 (2005) では、「しょうがい」と表記した。

10) 清水寛は、常任委員会への意見で、「用字・用語の変更は、なによりも全障研運動の実質的發展・深化に即応してなされるべきであり、性急な結論は出さず、会員全体の意向・意志・判断をできるだけくみあげ、その総意にもとづいて行われるのが望ましい」と述べている。続いて、「改称することによって、全障研運動の性格・内容がよりよく表現され、国内・国際的にもよりの確に理解され、全障研運動を一層発展させていく上で、有効・有意義であることこそ大切」だとも、同感である。

11) 武部良明 (1977) によると、常用漢字の経緯では、戦前の1919年には既に漢字減少の議論が始まっていたという。1942年には、常用漢字1134字などの標準漢字表を可決答申した。この時は、皇室に関わる漢字は、特別漢字として、簡易字体を使用しないことになっている。敗戦後、1946年、「当用漢字表」と「現代かなづかい」が内閣訓令・告示となった。この時には、GHQから文部当局に対して、漢字数を1500字くらいにするようにという申し入れもあったという記載もあった。

「障害」の表記の問題とは直接関係はないが、戦後の漢字教育、日本語教育の中での、1981年の「常用漢字表」制定問題と関連している問題であることにも、留意が必要である。国字問題研究会編 (1981) は、「当用漢字表」から字数を増やした「常用漢字表」への転換には、国字政策の逆コースの流れがあった指摘する。

この年は、「国際障害者年」であると同時に、中曽根総理による臨調行革の年でもある。現在からふりかえると、今日の「新自由主義施策」の転換点とも重なる。ナショナルリズムの動きの中で、漢字制限をなくそうという国字 (漢字) 問題が浮上している。このような観点からは、「碍」の字の復活は、戦後の民主教育の中での評価とは、逆行することではある。

12) あべ・やすし (2003) 「障害学からみた日本語表記 —— 漢字依存症という障害」の中で、「漢字は、かずがおおく、つかいかたや、字のかたちが ぶくざつなため、日本語を無理なくよみこなせるようになるには、ながい時間をかけた努力が必要となります。それだけでなく、この漢字だらけの社会から「おちこぼれ」ないように、「問題なく」日本語をよみかきできるようになるためには、さまざまな条件をみたしていなければなりません。その条件とは、日本語が第1言語であること、こどものうちからよみかきをならうこと、めが「ふつう」にみえること、みみがきこえること、字をよむのや、かくのに「しょうがい」がないこと、てきさが「器用」なこと、「知的しょうがい」がないこと、などがあげられます。つまり、日本語を第1言語としない「外国人」や日本への「帰国者」、日本手話を第1言語とするろう者、非識字者、識字学級や夜間中学にかようひと、めのみえない盲人、めがみえにくい弱視者、みみがきこえにくい難聴者、よみかきしょうがいをもつひと、知的しょうがいのひとなど、さまざまなひとが日本社会で「漢字弱者」として生活しているということです。」と、「漢字弱者」という概念で、

漢字が多い文章と表記を批判している。

- 13) 勝野有美 (2005) は、「近代日本における身体障害者像の変遷」という論文の課題のところ、「本稿の冒頭で『身体障害者福祉法』の制定をもって、政策対象として、身体障害という総括的な概念が成立したと述べたが、急務としての戦後処理のなかで、どのような議論の末に『身体障害者福祉法』という方が生まれたのか、そして『身体障害者』という概念はどう成立したのか、またそれはほんとうに総括的な概念として成立したのかということについてもさらなる検討が必要である」(p. 166) と述べている。
- 14) これらの課題については、すでいくつかの先行研究がある。たとえば、熊沢由美 (2004, 2005) である。勝野の論文では、熊沢は参考にされているが、矢島は言及されていない。熊沢の論文でも、矢島里恵 (1997, 1999) の先行研究を踏まえていない。
- 15) その後の展開については、佐藤久夫 (1992) が詳しい。
- 16) 「障害」は、具体的な名前をもった人 (人格) を通してしか出現しない。「国際障害者年 (International Year for Disabled Persons)」と ICIDH の理論的成果である障害と障害のある人の区別の重要性は、ICF 段階に至り、さらに飛躍した。
- 17) ニイリエ (1989) は、知的障害を、個人的な先天的知的障害、後天的障害、障害の認知困難によるものの複合の結果と捉えている (原文は、1970 年)。
- 18) 大澤は、「今日実効的に影響力のある政治思潮を、「物語る権利」と「真理への執着」の対立として要約」できるとする。そして「「物語る権利」を擁護するのは、典型的には多文化主義であり、「真理への執着」として現象しているのは、たとえば原理主義」であるという。途中の議論は省略するが、「多文化主義を徹底させると、その帰結は、リパタリアニズムに近づく」という。
- 19) Ability と Capability については、cap が capability と handicap とに使用されていることの意味を指摘しておきたい。また、類字語として、「faculty はある特定の分野の先天的または後天的な能力； talent は特に芸術の分野における先天的な能力； genius は科学・芸術などでの創造的で非凡な才能； gift は生まれつき備わっていて努力なしで自然に発揮される優れた才能」など。

#### 参考文献

- 青木 優 他 (1997) 『障害を生きる意味』岩波書店
- あべ・やすし (2003) 『障害学からみた日本語表記 —— 漢字依存症という障害』日本解放社会学会 (www.geocities.jp/hituzinosanpo/nihongo.html)
- アーレント (1994) 佐藤和夫訳 『精神の生活』上下 岩波書店
- 大澤真幸 (2006) 「政治的思想空間の現在 (前編)」『世界』No. 749
- 大淵和夫 (1995) 「概念感情 (Begriffsgefühl)」思想の科学研究会編 『新版哲学・論理用語辞典』三一書房
- 奥口幸弘 (1992) 『お母さん胸をはって！—— 障碍児学級担任からの学級通信』日本教育新聞社出版局
- 勝野有美 (2005) 「近代日本における身体障害者像の変遷」『三田学会雑誌』97 巻 4 号 pp. 135-176.
- 河東田博 (1992) 『スウェーデンの知的しょうがい者とノーマライゼーション』現代書館
- 熊沢由美 (2004) 「被占領期日本における傷痍者保護対策 —— 身体障害者福祉法の制定をめぐる (1)」『東北学院大学論集. 経済学』156
- 熊沢由美 (2005) 「身体障害者福祉法の制定過程 —— 身体障害者福祉法の制定をめぐる (2)」『東北学院大学論集. 経済学』158
- 熊田政信 (2002) は、「『障害』は『障碍』(『障礙』) と表記すべきである」
- 鯨岡峻・他 (2005) 『障碍児保育・30 年 —— 子どもたちと歩んだ安来市公立保育所の軌跡』ミネルヴァ書房
- 工場法令研究会編 (1925) 『精神改訂工場法令』東京巖松堂書店
- 国字問題研究会編 (1981) 『美しい日本語と漢字教育』あゆみ出版
- 斉藤純一 (2005) 『自由』岩波書店

- 佐藤久夫 (1992) 『障害構造論入門』 青木書店
- 社会保障研究所編 (1982) 『日本社会保障前史資料 第4巻 社会事業 (上)』 至誠堂
- 清水寛 (2002) 『続・生きること学ぶこと』 創風社
- 清水寛 (2006) 『戦争と障害者』 『月刊きょうされん TOMO』 No. 310
- 鈴木勉 (2006) 『「潜在能力の発達」としての福祉とその人らしさを発揮するための実践の重要性』 『みんなのねがい』 2006年3月号 全国障害者問題研究会
- セン・A (1999) 池本幸生他訳 『不平等の再検討 潜在能力と自由』 岩波書店
- 高橋渉 (2001) 『機微に添うて開く——障害の最も重い方々の人生に学ぶ』 かりん舎 武部良明 (1977) 『国語国字問題の由来』 『岩波講座日本語3 国語国字問題』 岩波書店
- 竹内章朗 (1993) 『「弱者」の哲学』 大月書店
- 竹内章朗 (2005) 『いのちの平等論』 岩波書店
- 田中弘美 (2005) 『Dear. Brother & Sister 障がい児のきょうだいたちのホントの気持ち』 Hon's ペンギン
- 田中昌人 (2003) 『障害のある人びとと創る人間教育』 大月書店
- 東京・障害者問題を考える集い実行委員会 (2002) 『生きにくさをかかえて——障害を担う17人の証言』 新教出版社
- 寺沢恒信 (1957) 『弁証法的論理学詩論』 大月書店
- 名古屋市学童保育連絡協議会障害児部会 (2005) 『しょうがいのある子どものゆたかな放課後・夏休み』 かもがわ出版
- ニリエ (1989) 『ノーマライゼーションの原理』 現代書館
- 西浜優子 (1999) 『しょうがい児の母親もパリアフリー——働いて、ふつうに暮りたい』 自然食通信社
- 西浜優子 (2002/01) 『しょうがい者・親・介助者——自立の周辺』 現代書館
- 二宮厚美 (2006) 『発達保障における人格概念とコミュニケーション』 『障害者問題研究』 第33巻第4号 全国障害者問題研究会
- 日本弁護士連合会 (2005) 『高齢者、障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らすために』 日本弁護士連合会
- 笹木俊一 (1981) 『法における障害者の概念 (上) (下)』 『ジュリスト』 No. 740, 744.
- ぼればれくらぶ (1995) 『今どき、しょうがい児の母親物語』 ぶどう社
- 村上貴美子 (1982) 『占領期における傷痍者対策の動向』 『社会福祉学』 第6号
- 前橋明 (2005) 『視覚障がい者の方の介助とレクリエーション——介護・福祉・医療 高齢者から子どもまで』 ひかりのくに
- 森修 (2000) 『ズバリ、「しょうがい」しゃ——わが人生に悔いはなし』 解放出版社
- 矢島里恵 (1997) 『身体障害者福祉法の成立過程——総則規定を中心に——その1』 『人文学報』 No. 281
- 矢島里恵 (1999) 『身体障害者福祉法の成立過程——その2』 『人文学報』 No. 300